

第3編 組織・処務

第1章 組織

○大隅肝属広域事務組合課設置条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第10号

肝属地区一般廃棄物処理組合事務局設置条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 大隅肝属広域事務組合同規約（平成21年3月2日指令市町村第88号）第3条に掲げる事務のうち管理者及び会計管理者等の権限に属する事務を分掌させるため大隅肝属広域事務組合事務局に次の課を設置する。

(1) 総務介護課

(2) 環境衛生課

（課の分掌事務）

第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務介護課

ア 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。

イ 議会、監査委員及び公平委員会に関すること

ウ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

エ 予算及び決算に関すること。

オ 会計に関すること。

カ 契約に関すること。

キ 介護認定、市町村審査会に関すること。

ク 環境衛生課の所管に属さない事項

(2) 環境衛生課

ア 火葬業務に関すること。

イ 一般廃棄物処理に関すること。

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。